

監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(公民館現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年11月27日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 中 村 淳

平成27年度定期監査（公民館現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成27年8月7日（金）

2 監査の対象

愛発公民館、西公民館及び南公民館における平成26年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各公民館における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）使用料の納付について

使用料については、速やかな納付に努められるとともに、利用者に対しては、納入通知書に納付期限を設定するなど未納防止の検討をされたい。

（2）施設使用料の減免について

申請書には、統一減免基準項目の該当する号及び金額などを明記し、統一的な書類の作成に努められたい。

（3）防災及び防犯体制について

火災などに対する定期的な防災、避難訓練の実施はもちろんのこと、不審者の施設への侵入など多種多様なケースを想定し、利用者を無事に避難させ、また関係機関への連絡体制など危機管理に対する訓練も併せて努められたい。